

松坂城跡桜ライトアップ等業務委託仕様書

1 業務名

松坂城跡桜ライトアップ等業務委託

2 業務の目的

桜の開花時期に合わせて、松坂城跡の桜を夜間にライトアップすることで、松坂城跡の魅力を広く発信するとともに、観光客の滞在時間の延伸と宿泊客の増加を図るため、ライトアップ全体の企画及び照明等設営、運営、警備並びに撤去等のライトアップ全般について業務を委託する。

3 委託契約期間

契約締結日から令和7年4月21日（月）

4 概要

(1) 主 催

松阪市観光交流課

(2) ライトアップ期間

令和7年3月22日（土）～4月9日（水）

各日午後6時～午後9時まで

※ただし、ライトアップ期間については、桜の開花状況により短縮となる場合がある。

(3) 来場者数

約20,000人想定

（平日：午後5時30分～午後9時30分、休日：午前10時00分～午後10時00分の延べ来場者数）

(4) 場 所

松坂城跡(松阪公園)

5 業務内容及び仕様

(1) 本業務の企画立案

①企画提案にあたっては、本業務にて、松坂城跡の桜ライトアップを通じて観光客の滞在時間の延伸と宿泊客の増加を図ることを目的としていることから、ライトアップ手法についても前例にとらわれず、魅力的なコンテンツとなるよう創意工夫を施すこと。

②会場全体を通して、入場者や観光客等が進んで写真を撮影し SNS 等により発信できるよう、魅力的な内容を検討すること。

③桜照明機器の設置場所、設置数、設置間隔、配線経路など具体的に記載した実施計画を作成すること。

④松坂城内の石垣等の建造物、樹木等を毀損または汚損しないよう文化財保護に努めること。

⑤前年度に実施したライトアップ設備等の配置計画を参考とし、ライトアップ箇所や照明数は同程度を基準としながら、創意工夫により、魅力的なライトアップを企画すること。

※資料1(前年計画図)を参照すること。

⑥来場者へのおもてなしとして、飲食物等の販売を企画することを可能とする。企画にあたっては、出店場所を松坂城跡二ノ丸藤棚付近とし、既存の公園売店や露店の出店に配慮した提案とすること。この場合、企画の実施に関する許可や費用等は受注者が負担すること。なお、実施日にあっては3月28日から30日の夜間のみとし、出店者にあっては市内事業者を優先し、5店以内とすること。

⑦本業務とは別に来場者数の増加を目的とした独自の企画提案を行うことも可能とし、その財源に協賛金等も募ることを可能とする。ただし、本業務との会計は明確に分離すること。

(2)照明機器、告知看板等の設置・撤去

①仮設灯電源ボックスの設置工事を行い、照明機器は電源ボックスから電力を供給すること。一部使用可能な仮設灯電源ボックス及びタイマーが設置されているので活用すること。

②松坂城跡入口(御城番側、市役所側)と松阪市駐車場に1基ずつ桜ライトアップ開催を告知する看板を設置すること。

③市が保有するライトアップに必要な設備機材(告知看板含む)は無償で貸与することができる。この場合、受注者は貸与品と調達品を仕分け、本業務終了後貸与品は市へ返還すること。なお、使用機材の取り扱いには充分注意し、毀損の場合は、同等品を納入すること。

※貸与備品については、資料2(貸与備品)を参照すること。

(3)ライトアップ全体の管理・運営

①業務を実施するために必要な知識と経験及びに資格を有する人材を確保し、確実に業務遂行できる体制を備えること。

②ライトアップ期間の当初2日間はテスト点灯とし、機器の設定にあてること。

③設置期間中の仮設灯設備及び照明機器に破損等があれば、それらのメンテナンスを行うこと。

④配線については、来場者がつまづくなどの危険防止のため、樹木や支柱を利用し、できる限り地面に配線がでないようにすること。

(4)警備業務

①来場者の入場整理及び安全管理のため警備業務を行うこと。

※詳細については、資料3(松坂城跡桜ライトアップ期間中の警備について)を参照すること。

6 提出書類

本業務が完了したときは以下の書類を発注者へ提出すること。ただし、令和7年3月31日までの業務を令和6年度分として提出し、令和7年4月1日からライトアップ終了までを令和7年度分として提出すること。

- ・業務完了報告書
- ・完了写真(設営前・設営後、撤去前・撤去後がわかるようにする)
- ・警備報告書(原本)

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託契約書に定めるところにより、事業完了後に発注者が検査を行い、全ての関係書類等が提出され、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に受注者に対して支払うこととする。ただし、令和7年3月31日ま

でを令和6年度分として支払い、令和7年4月1日からライトアップ終了までを令和7年度分として支払うものとする。

8 実施期間変更時の取り扱い

- ①本業務は、桜の開花状況によりライトアップ期間が短縮となる可能性がある。
- ②短縮となった場合、当該年度のライトアップ実施日数に応じて、契約内容の変更を行うとともに、契約金額を減額する。
- ③受注者は期間の短縮に備え、予め減額の積算を行い、企画提案において示すこと。
- ④受注者は短縮となった場合には発注者との協議に応じ、変更について変更契約を締結すること。

9 業務委託に係る留意事項

(1) 知的財産権等

- ①本業務の実施に伴う知的財産権等の権利は、全て発注者に帰属するものとする。
- ②この業務における成果品及び業務中に作成した資料に発生する所有権、著作権、利用権はすべて発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の行使につき発注者の承諾または合意を得た場合はこの限りではない。
成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。
- ③この業務の遂行上知り得た情報等は、発注者に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。

(2) 連絡調整等

受注者は、発注者の求めにより、業務の進捗状況等について都度報告を行うこととする。

(3) 各種申請等

本業務及び独自企画等の実施にあたり必要な資格、認証、許可、届出等の所要の手続きは、受注者の責任において、随時行うこと。なお取得した許可証等は、写しを発注者に提出すること。申請に伴う経費は費用に含めるものとする。

(4) その他

- ①受注者は、関係法令を遵守すること。
- ②受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ③受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に紙面により報告し、発注者の承諾を得ること。なお、企画提案時の業務実施体制図に記載された業者は、発注者の承諾を得たものとみなす。
- ④発注者との打ち合わせは、業務の推進上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- ⑤責任者を明確にし、連絡体制を事前に明示すること。なお、総括責任者は演出責任者と同一人とする可とするが、業務に支障がない体制を取ること。
- ⑥受注者は、入場者等が補償の対象となるイベント保険に加入し、開幕日の1か月前までに加入の上、内容の分かる資料を発注者へ提出すること。

- ⑦施設管理者や関係者と十分に連絡調整を行うとともに、必要な人材の確保、円滑な業務管理、納期厳守を徹底すること。

10 その他

本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議の上、対応するものとする。

【事務担当】

松阪市観光交流課事業係

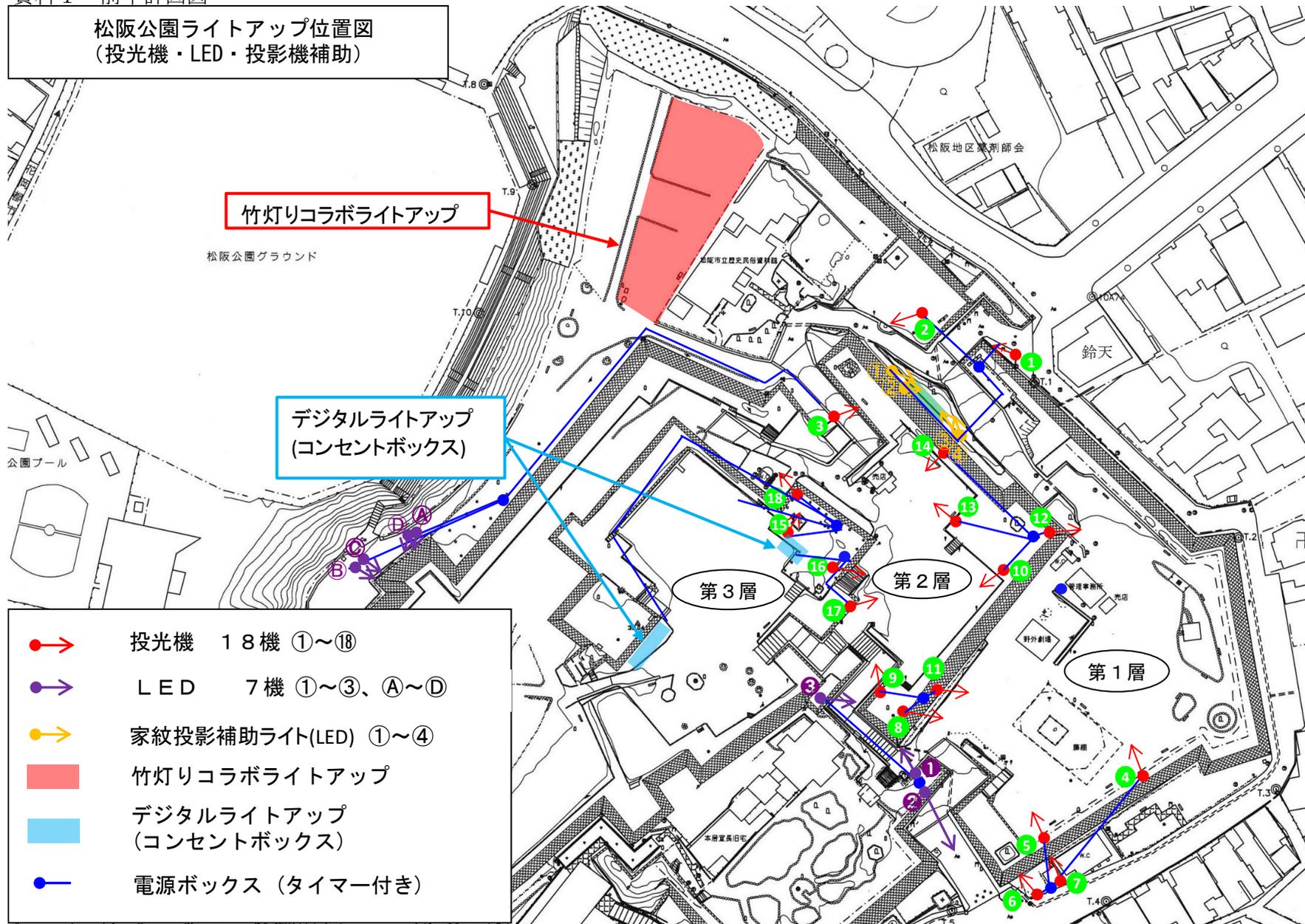
徳田、廣本

TEL (0598) 53-4406

FAX (0598) 22-0003

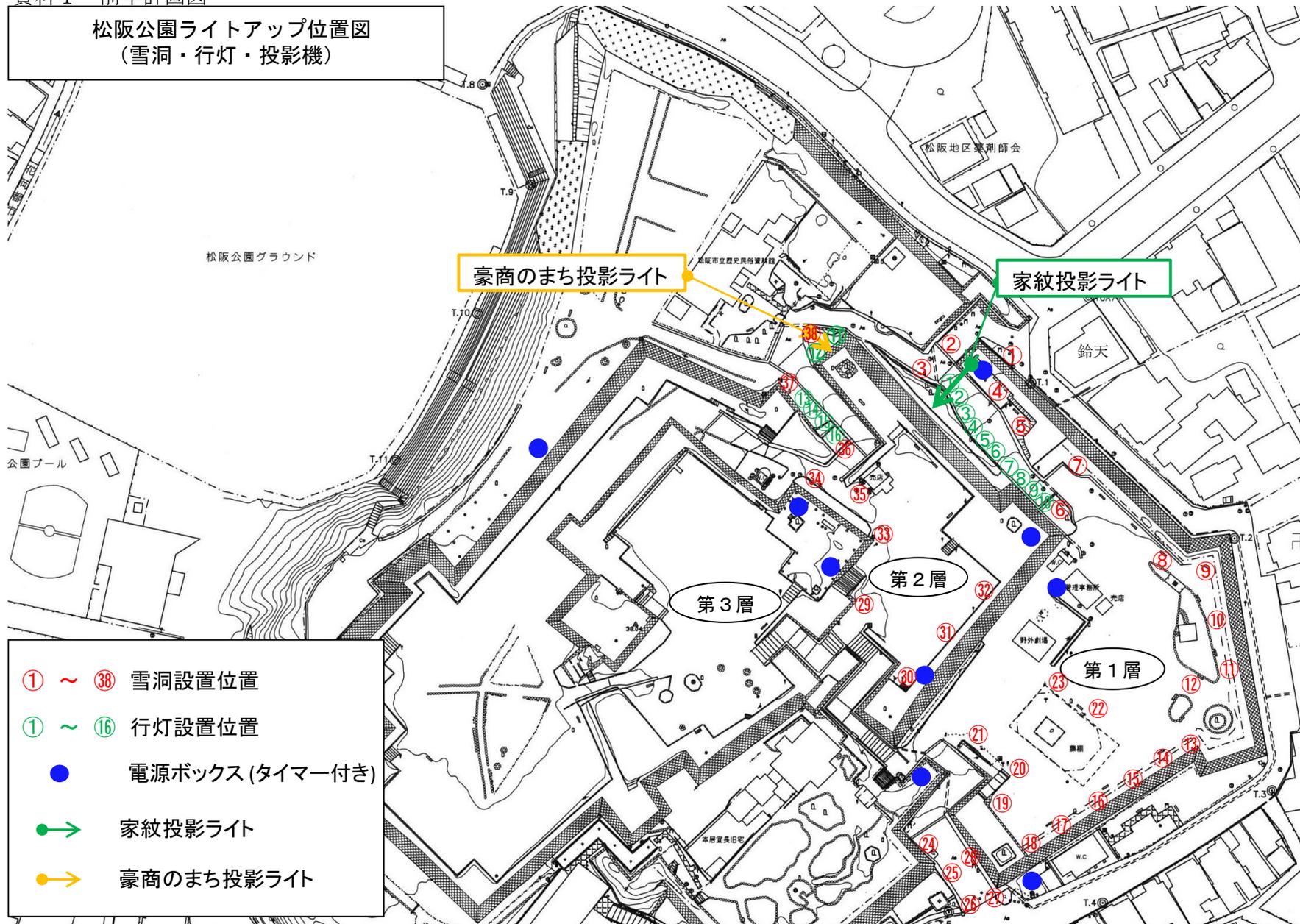
資料1 前年計画図

松阪公園ライトアップ位置図
(投光機・LED・投影機補助)



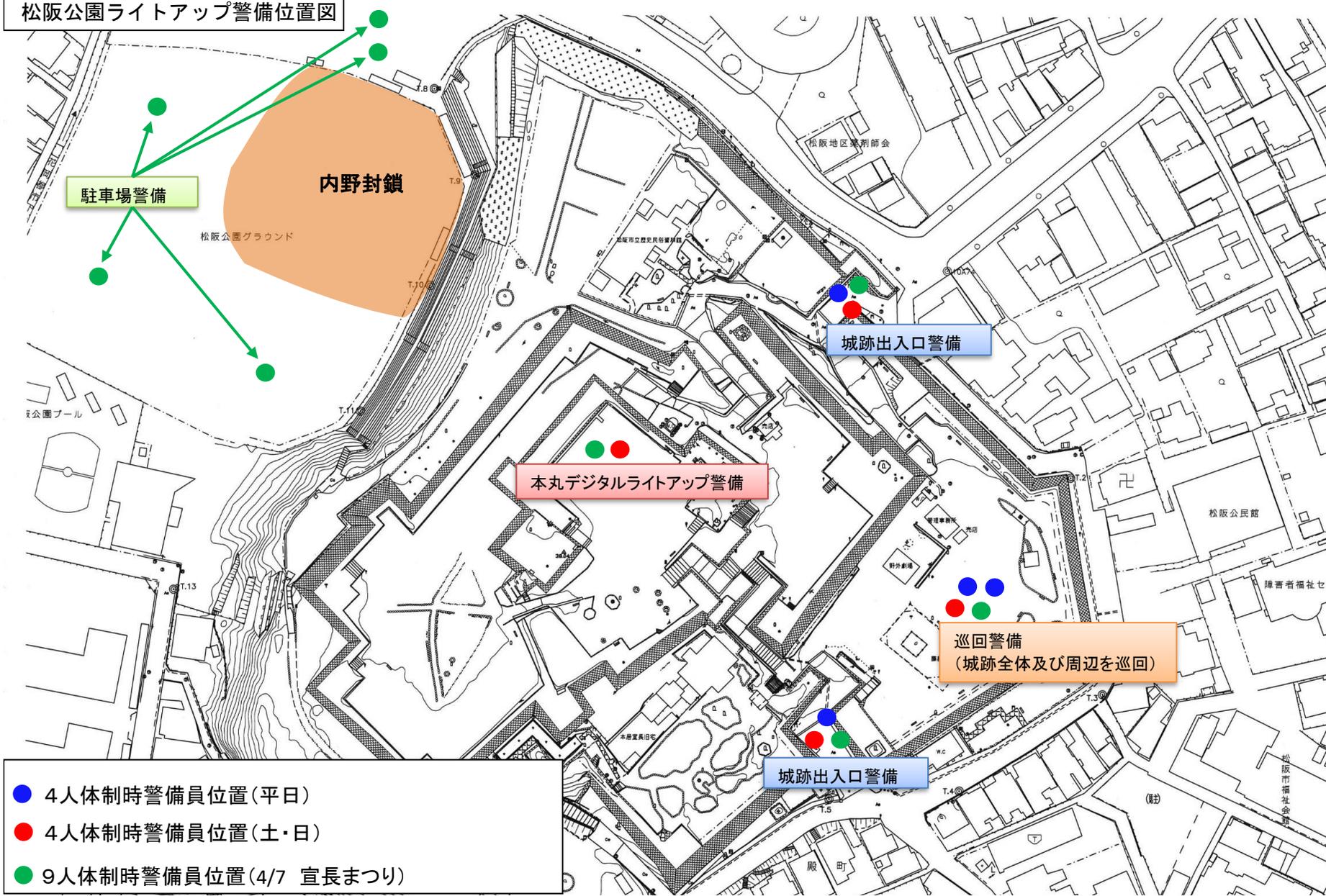
資料1 前年計画図

松阪公園ライトアップ位置図
(雪洞・行灯・投影機)



資料1 前年計画図

松阪公園ライトアップ警備位置図



公募プロポーザル貸出備品一覧表

番号	名前	電力	個数	写真	その他（発光色など）
1	LEDライト(小)	50W	1		昼光色
2	LEDライト(中)	100W	14		光原色：RGB
3	LEDライト(大)	200W	1		光原色：RGB
4	ハロゲン投光器	1000W	16		
5	LEDライト(小)	40W	3		配光角度105度

公募プロポーザル貸出備品一覧表

6	LEDライト(中)	75W	3		配光角度105度
7	LEDライト(大)	215W	3		昼白色 配光角度65° × 120°
8	LED投光器	50W	2		光原色：RGB
9	スポットライト型 プロジェクター	240W	1		
10	液晶プロジェクター	420W	1		

公募プロポーザル貸出備品一覧表

11	石型ライト		70		
12	円柱ライト		40		
13	ガーデンレーザーライト	5W	2		
14	LED足元灯		8		
15	「対い鶴家紋」照明	50W	1	 	

公募プロポーザル貸出備品一覧表

16	「豪商のまち松阪」照明	20W	1		
17	行灯	5W	16		
18	ライトアップ告知看板		3		

松坂城跡桜ライトアップ期間中の警備について

警備の内容

1. 警備期間はライトアップ期間のうちテスト点灯をのぞく期間とする。ただし、桜の開花状況によりライトアップ期間に合わせること。
2. 警備時間は平日を午後5時30分から午後9時30分まで、休日を午前10時00分から午後10時00分とする。
3. 松坂城跡入口（御城番側、市役所側）2ヶ所に1名ずつ配置すること。松坂城跡内の巡回に1名、周辺の巡回に1名を配置すること。また、入口2ヶ所にあたっては入場者数をカウントすること。
4. 車の進入については許可証のある車のみとする。
5. 直火の使用は禁止されていることから、炭火等の持込みがないよう入場者に指導すること。ただし、ガスコンロについては使用可能。
6. ライトアップ等の設備について点灯状況を確認するとともに、破損などがある場合は受託者へ連絡すること。連絡を受けた受託者は、メンテナンス対応をとるとともに、翌日に発注者に報告すること。
7. 駐車場については市民病院前の松阪市駐車場を案内し、入口や城周辺に路上駐車しないように案内すること。
8. 入場者に対し挨拶をするなど礼節をわきまえた対応をとるとともに、入場者の危険な行為や転落防止などに充分注意すること。
9. 松坂城跡内で怪我等の事故が発生した場合はすぐに応急処置を行い、必要に応じ警察・消防に連絡し、その後受託者を通じ発注者に連絡すること。
10. 緊急時の連絡先として、警備責任者の連絡先を事前に受託者を通じて発注者に報告すること。
11. 各日の業務終了後は翌日午前10時までに報告書（入場者数等）を作成し、受託者を通じて発注者へ報告すること。
12. 松坂城跡内のトイレ3ヶ所の巡回を実施すること。（トイレ施設は正常か、長時間トイレに籠っている人はいないか等。）
13. 4月6日（日）午前10時より午後3時まで松坂城跡で「宣長まつり」が開催されることから、警備時間中は主催者の松阪市観光協会又は、主催者の委託する警備会社と連携して、入場整理と、松坂城跡内の安全管理業務を行うこと。